

静岡県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月27日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第52号

静岡県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

静岡県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年静岡県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) <b>第1条</b> (略) 2 (略) 3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。  (1)～(3) (略) (4) 地方自治法第195条第1項に規定する監査委員で常勤のもの及び同法第200条第1項に規定する監査委員の事務を補助する書記  (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第1項に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第1項に規定する事務職員で吏員に相当するもの	(用語の意義) <b>第1条</b> (略) 2 (略) 3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける <u>学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）附則第16条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び市町村立学校職員給与負担法第2条に規定する者を含む。</u> ）のうち次に掲げる者をいう。  (1)～(3) (略) (4) 地方自治法第195条第1項に規定する監査委員で常勤のもの及び <u>地方自治法の一部を改正する法律（昭和38年法律第99号）による改正前の地方自治法第200条第1項に規定する監査委員の事務を補助する書記</u>  (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第1項に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第1項に規定する事務職員で吏員に相当するもの

(6)・(7) (略)

(8) 学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)第1条の規定による改正前の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の職員で次に掲げるもの

ア～エ (略)

(9) (略)

(10) 漁業法(昭和24年法律第267号)第85条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第111条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第132条において準用する同法第85条第6項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記

(11)～(20) (略)

4 (略)

(6)・(7) (略)

(8) 学校教育法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の職員で次に掲げるもの

ア～エ (略)

(9) (略)

(10) 漁業法(昭和24年法律第267号)第137条第6項に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第151条において準用する同法第37条第6項の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法第173条において準用する同法第137条第6項の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記

(11)～(20) (略)

4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)の施行の日(令和2年12月1日)から施行する。ただし、第1条第3項(第10号を除く。)の改正は、公布の日から施行する。